

こども政策課のお知らせ

2024.1.6.27.8

児童養育の各種手当

市内在住の児童の養育者に、次の手当を支給しています。受け付けは、こども政策課(本庁舎3階)です。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当には所得制限があります。また、児童福祉施設などに入所している場合は、手当を受けられません。

児童手当

出生・転入日の翌日から15日以内に申請手続きをしてください。申請用紙を市ホームページからダウンロードして、郵送での申請もできます。

対象：中学校修了前の児童を養育している方

支給金額：養育する児童1人当たりの月額はおおむね以下のとおりです

- 3歳未満(誕生月まで) 1万5000円
- 3歳から小学校修了前の第1子、第2子 1万円
- 小学校修了前の第3子以降 1万5000円
- 中学生 1万円
- 所得制限額以上 5000円

*第何子目かは、18歳の年度末までの児童から順に数えます。

持ち物：印鑑・申請者名義の預貯金通帳・健康保険証・転入された方は前年分の所得証明書

児童扶養手当

児童が、満18歳になった日の属する年度の3月(一定の障害がある場合は20歳未満)まで支給。年金を受け取っている場合は、年金の月額が児童扶養手当月額よりも低かった場合のみ差額支給となります。持ち物など、詳しくはお尋ねください。

対象：次のいずれかに該当する児童を養育している方

- ①父母が離婚した児童、②父または母が死亡した児童、③父または母に一定の障害のある児童、④父または母に1年以上遺棄されている児童、⑤父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童、⑥その他の理由で出された児童

父または母と生計が異なる児童

支給金額(月額)：全部支給 4万2000円

一部支給 9910円

*児童が2人の場合は、全部支給。一部支給に5000円が加算、児童が3人以上の場合は、2人の場合の月額に1人につき3000円が加算されます。

特別児童扶養手当

対象：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

①精神に障害があり、一人ではまったく日常生活ができない、または著しく制限される児童、②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳1級・2級の児童(3級程度の児童も該当する場合があります)

支給金額(月額)：1級(重度) 5万1100円

2級(中度) 3万4030円

*児童が障害年金の給付を受けている場合は、手当を受けられません。

遺児手当

対象：父母のいない義務教育修了前の遺児を養育している方(父母が児童と別居し、養育していない場合も含みます)

支給金額(月額)：8500円

持ち物：印鑑・預貯金通帳・戸籍謄本(申請者および児童の記載のあるもの)

医療費の一部支給

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭や、父母のいずれかが障害者である家庭の方などが、医療機関にかかった場合、医療費の一部を支給します。支給には受給資格の登録が必要です。事前にこども政策課(本庁舎3階)で申請手続きと必要書類などを確認し、同課に申請してください。

対象：次のいずれかに該当する、満18歳に達した日の属する年度の3月末日(一定の障害がある場合は20歳未満)までの児童と、その父母・養育者

①父母が離婚した児童、②父または母が死亡した児童、③父または母に一定の障害のある児童、④父または母に1年以上遺棄されている児童、⑤父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童、⑥その他の理由で父または母と生計が異なる児童

*生活保護受給者、本人・同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、支給されません。

こども医療費

中学校3年生までの子どもを対象に、医療費の一部を支給します。支給には受給資格の登録が必要です。出生届、転入届時に「こども医療費受給資格登録申請書」を配布します(出生届を市外または休日・夜間に提出した場合は後日郵送)。健康保険証・保護者名義の振込口座が分かるものを持参し、こども政策課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所で早めに申請してください。

*「ひとり親家庭等医療費」「こども医療費」ともに医療機関で一部負担金を支払い、5年が経過すると助成を受けることができなくなります。

川越市主要駅周辺帰宅困難者対策訓練

防災危機管理課 ☎224-5554

災害発生に伴う帰宅困難者が多数発生した場合を想定した避難訓練の参加者を募集します。

日時：来年2月6日(土)、午前7時30分～10時

会場：川越駅西口デッキほか

対象：市内在住・在勤・在学の中学生以上

定員：50人(抽選)

申し込み：ハガキに住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を明記(複

数人記載可)し、12月18日(金)(必着)までに〒350-8601川越市役所防災危機管理課

聴覚障害者用磁気ループ設置

障害者福祉課 ☎224-5785

☎225-3033

窓口での手続きの際、補聴器を使用する聴覚障害者の聞こえの保障や、難聴者や中途失聴者に補聴器装用時の聞こえを体験していただくことを目的に、障害者福祉課の窓口の一部に磁気ループを設置します。

磁気ループとは、Tマーク切替機能付き補聴器等に音声を送る装置

障害者福祉課のお知らせ

☎224-5785 ☎225-3033

次の手当の申請を随時受け付けています。

特別障害者手当と障害児福祉手当

必要書類は障害の種別等によって異なります。詳しくは、障害者福祉課(本庁舎1階)で配布しているパンフレットをご確認ください。なお、いずれの手当も所得制限があります。

■特別障害者手当(支給額=月額2万6,620円)

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します。
*施設に入所中の方または3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

■障害児福祉手当(支給額=月額1万4,480円)

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の一部・2級の一部の方、②療育手帳A相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。
*施設に入所中の方は、手当を受けられません。

在宅心身障害者手当

支給額は等級や年齢によって異なります。詳しくは、障害者福祉課にお尋ねください。

対象…市内に住所を有し、①身体障害者手帳1～3級、②療育手帳A～B、③精神障害者保健福祉手帳1、2級のいずれかをお持ちの方、該当の手帳を65歳未満で取得した方

*施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。

持ち物…各障害者手帳、印鑑、本人名義の預貯金通帳

です。磁気が音声や電気信号に変換するため、雑音の中でも声を鮮明に聞くことができます。補聴器をお持ちでない方には、受信機を貸し出します。詳しくは障害者福祉課(本庁舎1階)にお尋ねください。
*障害の状況によっては、聞こえの効果のない場合があります。

焼却炉の規制

環境対策課 ☎224-5894

法律や条例により、焼却炉に関する規制が定められています。定められた基準を満たしていない焼却炉は、燃焼温度が十分に上がらないなど、

不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。そのため、基準に合った焼却炉以外は使用が禁止されています。

また、事業所で焼却炉を設置する場合は、規模に関わらず市への届け出が義務付けられています。設置の予定がある場合は、必ず環境対策課(本庁舎5階)までご連絡ください。

償却資産の申告を忘れずに

資産税課 ☎224-5684

市内で製造業・サービス業・不動産業・農業などの事業をしている方は、平成28年度償却資産構築物・機械・器具・備品などの事業用資産の申告をお願いします。申告書または、申告に関するお願いのハガキは12月4日(金)に発送します。エルタックスでの電子申告も利用できます。

*マイナンバー制度の実施により平成28年1月1日以降は、個人・法人番号の記入が必要です。その際に必要な身元確認等について詳しくは改めて広報川越等でお知らせします。
申告期限・場所…来年2月1日(月)までに資産税課(本庁舎2階)

*申告書は、資産税課・市民センター・南連絡所・本川越駅証明センターで配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

道路はみんなが使うもの

道路環境整備課 ☎224・6029

道路を安全で快適に通行ができるよう、次のことに気を付けましょう。皆さんのご協力をお願いします。

① 樹木が張り出していませんか？

道路上に樹木や生け垣などが出ていると、見通しを悪くしたり道幅を圧迫したりして、歩行者や車などの安全な通行に支障をきたします。所有者は枝をせんでいするなど、適切な管理をお願いします。



② 物を置いていませんか？

歩道や路肩に、看板・商品・自転車などを置くと、歩行者や緊急車両（救急車・消防車など）の通行の妨げとなります。



③ 汚していませんか？

道路上へごみや泥を落とすと道路環境を悪化させ、思わぬ事故の原因となり大変危険です。



荒川緑肥を無償で配布

河川課 ☎224・6041

荒川上流河川事務所では、管理している荒川などの堤防の刈草から作った堆肥を配布（販売目的不可）します。応募方法など詳しくは、荒川上流河川事務所ホームページまたは同事務所（新宿町）・同事務所出張所（小堤）、市役所河川課（小仙波庁舎2階）にある応募要領を確認するか、荒川緑肥事務局 ☎246・1031にお尋ねください。

応募期限：12月11日（金）（消印有効）

配布場所：大里堆肥ヤード（熊谷市）・東松山堆肥ヤード（東松山市）・朝霞堆肥ヤード（朝霞市）

配布方法：各自、袋を持参し袋詰め

配布期間：来年1月25日（月）～2月6日（土）（1月31日（日）を除く）

固定資産税の減免

資産税課 ☎224・5642

火災などで損害を受けた家屋は、被災状況により固定資産税が減免される場合があります。消防局が発行する「り災証明書」を持参し、資産税課（本庁舎2階）に相談してください。り災証明書が発行可能か事前に消防局予防課 ☎222・0744に確認してください。

資源循環推進課 ☎239 - 5053

土壌改良材「肥え土」の配布について

「肥え土」は、市内のせんてい枝などを粉碎・発酵・熟成させた土壌改良材で、園芸などに使えます。1月以降の配布についてお知らせします。市内在住の方が対象です。

申し込み…ハガキまたは、つばさ館に備え付けの専用用紙（1世帯1枚/月）に住所・氏名・ふりがな・電話番号・配布希望日（1日のみ。記入のないものは無効）・希望配布量（小口＝150kgまで、大口＝300kgまで）・運搬車両の種類を明記し、各申込期間中に〒350-0815 鯨井782-3・資源循環推進課

* 当選者のみに配布決定通知を送付します。受け取りには申請者本人がお越しくください。

配布方法…小口＝自身で袋詰めし積み込み、大口＝重機による積み込み

* バイクや自転車での受け取りはできません。

持ち物…配布決定通知、運転免許証などの本人確認ができるもの、「肥え土」を持ち帰る袋や容器等

配布月		1月	2月	3月	
配布予定日	小口 (乗用車・軽自動車で可)	5日(火)	2日(火)	1日(火)	
		6日(水)	3日(水)	2日(水)	
		7日(木)	4日(木)	3日(木)	
		8日(金)	5日(金)	4日(金)	
		12日(火)	9日(火)	8日(火)	
	大口 (2t車までのトラック・軽トラックで可)	13日(水)	10日(水)	9日(水)	
		14日(木)	12日(金)	10日(木)	
		15日(金)	16日(火)	11日(金)	
		受付時間			午前9時～11時30分
		配布場所			資源化センター内草木類資源化施設
申込期間(末日は必着)		11月17日(火)～12月15日(火)	12月16日(水)～1月14日(木)	1月15日(金)～2月12日(金)	

12月1日は市民の日

市民の日は、市民が市の歴史を知り、自治の意識を高め、進歩そして調和を目指す日として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記のとおり各施設が無料で利用できます。

12月1日(火)・6日(日)に無料となる施設

施設名	問い合わせ	時間(受付時間は各施設にお尋ねください)	無料となるもの
市立博物館	☎222-5399	午前9時～午後5時	入館料
蔵造り資料館	☎225-4287	午前9時～午後5時	入館料
川越城本丸御殿	☎224-6015	午前9時～午後5時	入館料
市立美術館	☎228-8080	午前9時～午後5時	観覧料
東後楽会館	☎224-3366	午前9時30分～午後4時	使用料
西後楽会館	☎232-6177	午前9時30分～午後4時	使用料
サンライフ川越	☎225-5445	1日(火)=午前9時～午後9時、6日(日)=午前9時～午後5時	トレーニング室使用料
オアシス	☎228-0200	午後3時30分～5時30分・午後6時30分～8時30分	一般プール使用料
農業ふれあいセンター	☎226-6551	1日(火)=午前9時～午後9時、6日(日)=午後1時～午後5時	多目的ホール個人使用料
川越まつり会館	☎225-2727	午前9時30分～午後5時30分	入館料
こどもの城	☎225-7289	1日(火)=午後3時、6日(日)=午前11時▶午後3時(各先着98人)	プラネタリウム観覧料

12月1日(火)に無料となる施設

武道館	☎224-7220	午前9時～午後9時	個人使用料
-----	-----------	-----------	-------

■永島家住宅(旧武家屋敷)庭園特別公開

文化財保護課 ☎224-6097

市民の日を記念して12月1日(火)、午前9時～午後4時に市指定史跡の永島家住宅(三久保町5-3)庭園を特別公開します(通常は毎月第3土曜日に一般公開)。当日直接会場。

■市民の日無料ガイド

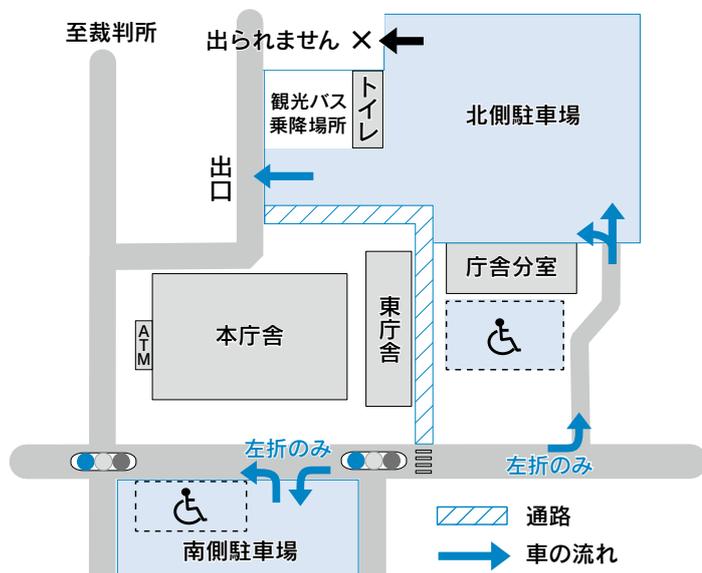
シルバー人材センター☎222-2075

市民の日を記念して12月6日(日)、午前10時～午後2時30分、徳川家康公没後400年となる今年は、家康公と縁の深い喜多院付近をシルバーガイドが案内します。集合は直接、喜多院多宝塔脇。

市役所北側駐車場の出口の変更

管財課 ☎224-5633

本庁舎耐震改修工事の現場事務所の撤去に伴い、北側駐車場の出口が元の位置に戻りました。なお、工事は11月末にすべて終了します。ご協力ありがとうございました。



冬の交通事故防止運動および年末年始特別警戒

防犯・交通安全課 ☎224-5721

冬の交通事故防止運動(12月1日(火)～14日(月))および年末年始特別警戒(12月1日(火)～来年1月3日(日))を実施します。また市では関係機関・団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います。

出発式・街頭広報の日および年末年始の特別警戒出陣式(雨天中止)

日時：11月30日(月)、午前10時～ 会場：ウニクス南古谷

「交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日」(雨天中止)

日時：12月10日(木)、午前10時～ 会場：ベルクの場前 県道日高線

沿い **「飲酒運転根絶の日・路上寝込み等による交通事故防止の日」(雨天中止)**

日時：12月11日(金)、午前10時～ 会場：ウエスタ川越

沿い

皆さんの意見を募集します

市では、左表に掲げる計画の策定を進めています。より良い計画とするため、市民の皆さんの意見を募集します。対象は、市内在住・在勤・在学または、利害関係のある方です。
*市ホームページからも閲覧・意見書の提出ができます。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

計画案の名称	担当課・問い合わせ	閲覧・募集期間	閲覧場所	意見の提出方法
第五次川越市男女共同参画基本計画	男女共同参画課 TEL 224-5723 FAX 224-6705 (本庁舎3階)	11月25日(水)～ 12月24日(木)(必着)	各担当課のほか、市民センター・南市民館・図書館	閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所男女共同参画課(持参・ファクス可)
第二次川越市文化芸術振興計画	文化芸術振興課 TEL 224-6157 FAX 224-8712 (本庁舎5階)			閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所文化芸術振興課(持参・ファクス可)
第三次川越市生涯学習基本計画	国際文化交流課 TEL 224-5506 FAX 224-8712 (本庁舎5階)			閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所国際文化交流課(持参・ファクス可)
第二次川越市教育振興基本計画	教育総務課 TEL 224-6074 FAX 226-4699 (東庁舎2階)			閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所教育総務課(持参・ファクス可)

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見に対する考えと、案を修正した場合は、内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です
今年中に支払った保険税(料)は、来年の申告で控除対象になります。口座振替で納付している方には、12月中旬に各保険税(料)の「口座振替納付済額のお知らせ」を送付します。詳しくは、国民健康保険税＝収税課 TEL224-5686、後期高齢者医療保険料＝医療助成課 TEL224-5842、介護保険料＝介護保険課 TEL224-5817にお尋ねください。
- 確定申告の東上パールビル会場が廃止となります 市民税課 TEL224-5640
平成27年分の確定申告から。なお、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅で確定申告書等を作成・印刷して、税務署に郵送等で提出することができます。詳しくは、川越税務署 TEL235-9411(自動音声案内)にお尋ねください。
- 「環境基本計画年次報告書」の公表 環境政策課 TEL224-5866 TEL225-9800
平成26年度の進捗状況をまとめた同報告書を12月1日(火)から環境政策課(本庁舎5階)・市民センター・公民館で配布します。また、同報告書に対する意見・提案を12月24日(木)まで同課で受け付けます(ファクス可)。
- 「エコ・重ね着マンス」実施 環境政策課 TEL224-5866
12月から来年3月まで、市の施設の室内温度を19℃程度に調整し、職員は重ね着などで勤務する「エコ・重ね着マンス」を実施します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。また、家庭や事務所などでも省エネにご協力ください。

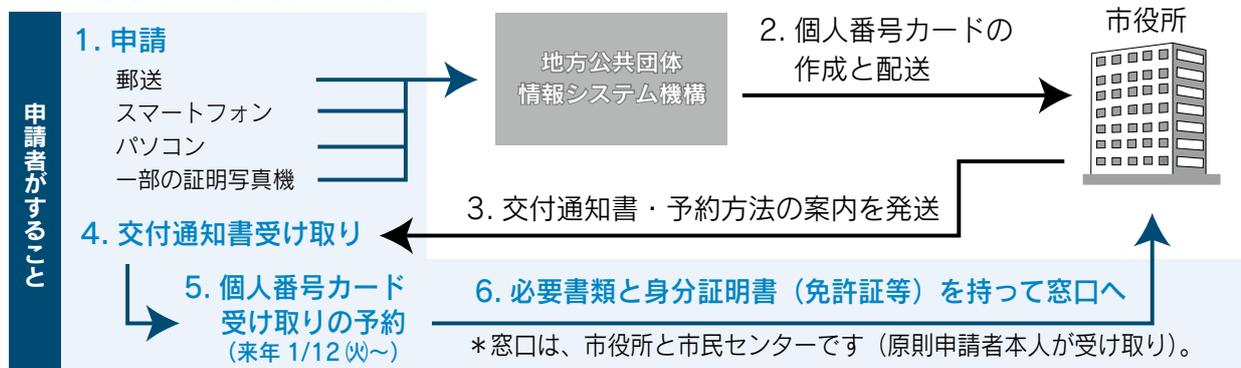
マイナンバー制度について

市民課 ☎224-5744

■個人番号カードの交付について(初回無料)

身分証明書として利用でき、各種オンライン申請に使える個人番号カードは、申請により希望者に交付します。カードの交付は予約制(電話またはインターネット)で、即日交付ができません。また、申請が集中した場合、交付が遅れる場合があります。確定申告等で利用をお考えの方は、ご注意ください。

●個人番号カード交付までの流れ



■住民基本台帳カード・電子証明書の交付が終了します

個人番号カードの交付開始により、住民基本台帳カード、電子証明書(公的個人認証)の交付が終了します。既に同カード・証明書をお持ちの方は、有効期間まで使用できます。

	申請期限、発行場所		最終発行日
対象	パスポート・運転免許証・その他官公庁が発行した顔写真付き資格証明書等の所持者	左記以外	
住民基本台帳カード	12月22日(火)、南連絡所・高階市民センター 12月28日(月)、市民課	12月7日(月)、市民課・南連絡所・高階市民センター	12月28日(月)
電子証明書	12月22日(火)、市民課	12月1日(火)、市民課	12月22日(火)

*確定申告の時期に電子証明書の有効期間が満了する方ご注意ください。

■住所異動・氏名変更等の手続きの際は通知カードを忘れずに

通知カードをお持ちの方で、住所や氏名が変わるなどの記載事項に変更のある方は、通知カードに最新の内容を記載する必要があることから、手続きの際は通知カードをお持ちください。

忘れていませんか?

臨時福祉給付金

福祉推進課 ☎224-5769

申請期限は
来年1月29日(金)

昨年に続き、所得の低い方の負担軽減のために臨時の給付金を支給しています。対象と思われる方には7月に申請書を送付済みです。

*郵送申請の場合は1月31日(日)消印有効。

対象…平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない方(課税されている方の扶養親族等および生活保護受給者等は除く)

給付額…対象者1人につき6,000円

受付会場…本庁舎7階会議室

問い合わせ…専用ダイヤル ☎0120-216-668

給付を装った振り込み詐欺等にご注意ください

白色申告決算説明会 (不動産所得・事業所得)

市民税課 ☎224-5640

川越税務署では、白色申告をしている方を対象に収支内訳書の作成方法、注意点等についての説明会を下記のとおり開催します。当日直接会場にお越しください。

会場・問い合わせ…川越税務署(並木452-2)・4階会議室 ☎235-9411

開催月日	開催時間	内容
12月8日(火)	午後1時30分~3時30分	不動産所得
12月9日(水)	午前9時30分~11時30分 午後1時30分~3時30分	
12月10日(木)	午前9時30分~11時30分 午後1時30分~3時30分	事業所得

*なるべく公共交通機関をご利用ください。